

大阪市立阿武山学園（生活指導講師）会計年度任用職員要綱

1 目 的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、（大阪市立阿武山学園生活指導講師）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 生活指導講師（生活指導員・学習指導員）の職務について

（1）生活指導員

- ①阿武山学園に入所する児童への生活指導業務の補助
- ②退所児童へのアフターケア（児童退所後の家庭訪問・連絡）の補助

（2）学習指導員

- ①阿武山学園入所児童の学力等に応じた学習メニューの作成
- ②入所児童の学習指導

3 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記試験（※論述試験）
- ② 面接

4 任用期間の更新について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数及び時間」

ア 生活指導員

（ア）勤務日

週 5 日、30 時間以内で阿武山学園長が指定する日（週暦は火曜日～月曜日とする。）

休日は土・日もしくは日・月の交代制

（イ）勤務時間

次の A～C で阿武山学園長が指定する時間

- A 9時00分～16時00分（休憩12時30分～13時30分）
- B 10時30分～17時30分（休憩12時30分～13時30分）
- C 13時00分～20時00分（休憩18時30分～19時30分）

イ 学習指導員

(ア) 勤務日

週4日、30時間以内で阿武山学園長が指定する日（週暦は火曜日～月曜日とする。）

(イ) 勤務時間

- A 平日 12時15分～20時30分（休憩18時45分～19時30分）
- B 土曜日・祝日 9時00分～17時15分（休憩12時30分～13時15分）

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。